

豊情個審答申第57号
令和2年(2020年)7月14日

豊中市長
長内 繁樹様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例の規定に基づく行政文書不開示決定処分について(答申)

令和元年(2019年)12月17日付け諮問第47号により諮問を受けた豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「第7期人権まちづくりセンター運営協議会市民公募委員の選考に係る応募者提出の論文」に係る行政文書不開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和元年8月21日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「第7期人権まちづくりセンター運営協議会市民公募委員の選考に係る応募者提出の論文」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和元年9月3日、本件開示請求に係る行政文書を「第7期人権まちづくりセンター運営協議会市民公募委員の選考に係る応募者提出の論文」（以下「本件行政文書」という。）と特定し、「応募者の小論文の内容は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため、開示できません。」との理由を付して、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年11月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、令和元年12月17日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

1 市の不開示決定の根拠・理由は「小論文の内容により個人を識別することができる」

ことであるとされている。

しかし、条例第8条には「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と定められている。

本件行政文書の記述全部が「個人を識別することができる」に該当することは考えられず、また「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができない」ことも考えられない。

行政文書は原則公開であることから、市は必要であれば部分開示の手法を用い、市民の知る権利を保障すべきである。

2 市は弁明書において、協議会の委員名簿及び会議録での発言等を照合することで、容易にいずれの小論文であるかを特定することができるとしているが、会議録では、発言者の個人名は明らかにされておらず、単に委員からの発言とされており、容易に特定できるとの主張は、条文の違法な拡大解釈に当たると考える。

3 不開示決定の理由に「特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある」とあるが、当該小論文がなぜこのことに当たるかの記述が全くなく、不開示理由の説明になっていない。

本件行政文書の内容は、「人権を大切にすまちづくり」に関する応募者の考えを述べたものであり、公開されることにより害される個人の権利利益とは何か。

本件行政文書の評価にもとづき、市の人権まちづくり行政に関与する市民委員が選ばれるという公共性を考えれば、今回の不開示を正当化する個人の利益があるとは考えられない。

今回の小論文は、「人権を大切にすまちづくり」をテーマにしたものであり、個人の人権に関わる考え方、人格が含まれるのは当然である。豊中市の人権行政に関わる市民委員が、どのような考えを持った人が選ばれたのか知ることができる本件行政文書を公開することは、市の人権行政についての市民の関心と共感を深めることに不可欠と考える。その公共性を考えると個人の人格にかかわる内容が含まれていても、本件行政文書は当然公開することが条例の趣旨に添うものとする。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件行政文書には、応募者の名前、年齢、性別、住所、電話番号が明記されている。また、名前、住所等の情報を除いたとしても、市民委員に任命された2名の小論文については、公開されている協議会の委員名簿及び会議録での発言等を照合することで、容易にいずれの小論文であるかを特定することができることから、不開示とした。
- 2 応募者の小論文は、「人権を大切にすまちづくり」について、応募者個人の社会観、経験、思想、信条等に基づき記述したものであり、個人の人格に密接に関連する情報が

書かれていることから、これらの情報は、個人識別性のある部分を除いたとしてもなお不開示情報に該当し、かつ、当該不開示情報が記載されている部分を容易に区分することができないものである。

また、協議会の市民委員の公募においては、応募に当たって提出を求めた小論文の開示の可否について明示しておらず、応募者は、本件文書が公開されることを予想しえなかったものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

第六 審査会の判断

1 本件行政文書について

本件行政文書は、第7期人権まちづくりセンター運営協議会の市民委員を公募した際に、各応募者から提出された論文である。

2 条例の基本的な考え方

(1) 条例第1条は、「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにする（中略）ことにより、豊中市の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。」と規定して、市民の行政文書開示請求権を保障するとともに、豊中市が説明責任を果たすべきこと及び情報公開制度によって行政事務の公正性・透明性を確保するとの基本的な考え方を示している。

(2) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定し、行政文書の開示請求があった場合には、原則として全部開示をすること及び不開示とする場合としては同条各号に定める不開示情報が記録されている場合に限ることを示している。

条例第7条第1号は、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」を不開示情報としている。ただし、同号アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、及び同号ウに規定する「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」の「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報から除くこととしている。

また、実施機関は、開示請求の対象である行政文書に不開示情報が記録されている

場合であっても、条例第8条により、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示し、情報公開に努めなければならないことを規定している。

- (3) 条例第9条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定し、不開示情報であっても、公開すべき公益上の理由がある場合には、開示をすることができるものとしている。ただし、同条第2項において、「実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。」と規定しているように、不開示情報に該当する個人情報を公益上の理由により開示する場合とは、個人の権利利益を制限してでも開示すべき特別の事情がある場合に限られるものであり、開示に当たっても、個人の権利利益の制限が最小限となるよう特段の配慮をしなければならないものである。

3 本件審査請求に係る条例第7条第1号該当性の判断

本件行政文書は、応募者が人権まちづくりセンター運営協議会の市民委員の公募に際して作成し、提出したものである。

- (1) 本件行政文書には、応募者の氏名、住所、年齢、性別、電話番号が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができる情報に該当する。
- (2) (1)の情報を除いたとしても、同協議会は公開で行われているため、選任された市民委員については、本件行政文書を公開した場合には、同協議会での発言等と照らし合わせることにより、本件行政文書を作成し、提出した者を特定することができる。
- (3) 本件行政文書には、「人権を大切にすまちづくり」について、応募者の社会観、経験、思想、信条等に基づき記述されていることが認められ、個人の人格に密接に関連する情報であるため、特定の個人を識別することができなくても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であって、かつ、かかる情報の流通をコントロールできるのは当該個人に限られるべきものであることから条例第7条第1号に規定する不開示情報に該当する。
- (4) 「豊中市人権まちづくりセンター運営協議会委員の市民公募要領」には、応募に当たって提出された小論文の開示について明記されておらず、これまで審議会の市民委員の公募にあたって提出された小論文を開示したこともないため、条例第7条第1号アに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。
- (5) 本件行政文書は、文書の性質から、条例第7条第1号イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」

に該当しない。

(6) 条例第7条第1号ウにおいて、公務員の職務遂行に関する情報は不開示情報から除くこととしている。この点について、市民委員となった者は特別職の地方公務員ではあるが、本件行政文書は、人権まちづくりセンター運営協議会の委員に就任する前に、応募者として作成し、提出したものであり、同協議会の委員の職務又は職務に関連して作成したものとはいえず、公務員の職務遂行に係る情報には該当しない。

(7) 以上によれば、本件行政文書のうち市民委員に選任された者の小論文については、(1)から(6)までの理由により、また、市民委員に選任されなかった者の小論文については、(1)及び(3)から(5)までの理由により条例第7条第1号本文に該当する情報であって、同号アからウまでに規定する情報には該当しないため、不開示情報である。

4 本件審査請求に係る公益上の理由による裁量的開示に関する判断

条例第9条第1項では、実施機関は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、不開示情報を開示することができる旨を定めている。この規定に基づいて個人情報である不開示情報を開示すべき場合としては、当該不開示情報を公開することが、当該個人のプライバシー等の権利の保護を上回る公益性を市民にもたらすような特別の事情があるときに限られるものである。

審査請求人は、人権まちづくりセンター運営協議会の市民委員に、どのような考えを持った人物が選ばれたのかを知ることができる小論文を公開することは、市の人権行政についての市民の関心と共感を深めることに不可欠と考えるため、公益上の理由により本件行政文書を開示すべきであると主張する。

しかしながら、市民委員の選考に係る本件行政文書の開示には、それによって明らかになる情報があるとしても、応募者のプライバシー等の権利の保護を上回るほどの市民に開示すべき公益性があるとは認められない。よって、条例第9条第1項の規定による開示をする必要がある場合には該当しない。

5 結論

以上のとおり、本件行政文書は、条例第7条第1号に該当する不開示情報であって、開示をすべき公益上の必要性もないため条例第9条の規定が適用される余地はなく、不開示とした実施機関の決定に誤りはない。

よって、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和2年（2020年）7月14日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 野 田 邦 子